

「電力需給改善へのご協力のお願ひ」に伴うインセンティブの詳細について

1. 対象顧客

2020年12月以前から当社と電力需給契約を結び、かつ2021年2月まで契約が継続している需要家様
かつ当社の節電協力の要請に参加の意志を表明し、具体的な節電内容の明示をいただいた需要家様

2. インセンティブの期間

2021年1月14日から2月28日までとする。

3. 基準量の算定

基準量は、平日と土/日/休に分けて算出する。

基準量の算定期間は、12月13日から12月26日までの電力需要実績に基づいて行う。

基準量は、小数点以下はすべて切り捨てとする

4. インセンティブ対象量の算定方法

インセンティブ対象となる電力量は、日別で算定を行う。

当日の電力使用量の合計が、3.で算定した基準量を下回った場合、基準量から使用量を差し引いた量をインセンティブ対象の電力量とする。

当日の電力使用量が基準量を上回った場合は、インセンティブ対象の電力量は0kWhとして計算する。

5. インセンティブ単価の算定方法

インセンティブ単価は、日別で算定を行う。

当日の電力卸市場（JEPX）のエリア（需要家様の電力供給エリア）プライスの平均価格の35%分をインセンティブ単価とする。

当日のJEPXのエリアプライスの平均価格が10円を下回った場合、インセンティブ単価は0円とする。

平均単価は小数点第2位までとし、以下は切り捨てとする。

6. インセンティブ金額の算定方法

インセンティブ金額は、日別で算定を行う。

4.で算定された対象量に対して5.で算定された単価を乗じた金額を当日のインセンティブ金額とする。

インセンティブ金額は、日別で小数点以下は切り捨てとする。

7. インセンティブの精算方法

日別算定した金額を対象期間で合算し、その金額に消費税相当額（10%）を加算した金額を支払金額とする。

精算は、2月28日以降を締日とする精算月の電気料金から相殺する。